

知っておきたい年金のこと



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成26年4月分から平成27年3月分までの国民年金保険料は、月額15,250円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、住所地の役場の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者とは、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料の免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住所地の役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口で備え付けてあります。

詳しくは、旭川年金事務所(0166・27・1611)または保健福祉課戸籍担当までお問い合わせください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

児童手当の手続きはお済みですか？

現況届を提出してください

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを判定するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当の支給が停止されますので、早めに手続きをしてください。

なお、現況届の用紙は、5月中に対象者へ郵送しています。

児童手当とは

1 目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

2 支給対象

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。

3 支給額

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 0～3歳未満(一律) | 15,000円 |
| ② 3歳～小学校修了前まで(第1子、第2子) | 10,000円 |
| ③ 3歳～小学校修了前まで(第3子以降) | 15,000円 |
| ④ 中学生(一律) | 10,000円 |



4 所得制限

受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当の額は、児童の年齢に関わらず児童一人当たり月額5,000円となります。

5 支給時期

毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで(4か月分)が支払われます。

■お問い合わせ 保健福祉課戸籍担当 電話56-2123



「うちは大丈夫」が一番危ない！～いつも心に火の用心～



道端の雪はすっかり解け、残雪を頂く山々だけが冬の名残を感じさせる頃になると、空気が一段と乾燥して火災が発生しやすくなる「異常乾燥期」を迎えます。

皆さんは、普段から火災を起こさないように何か気を付けていることはありますか。

火災の原因は様々ですが、ご家庭の中にも多くの危険が潜んでいます。油のこびり付いたレンジフード、ホコリの溜まった換気扇、電気コードのタコ足配線、寝タバコ、子どもの火遊び、天ぷら調理中の長話等々、数え上げれば切りがありません。

しかし、本当に危険なのは「うちは大丈夫」と油断してしまうその「心」こそが小さな火種です。こまめに整理整頓と清掃を行いましょう。

北海道では、春の4月20日～30日、秋の10月15日～30日の年2回全道火災予防運動を実施しています。これを機会に今一度、皆さんも身の周りを点検してみてください。また、雪解け時期はプロパンガスの設置状況や灯油の配管などに異状が認められる場合がありますので、併せて点検してください。

| 救急出場状況 (4月分) | | |
|--------------|-----|-------|
| 急病 | 5件 | (5人) |
| 交通事故 | 3件 | (2人) |
| 4月計 | 8件 | (7人) |
| 累計 | 56件 | (53人) |
| ※ ()内は搬送人員 | | |

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

バイクのシーズン到来、安全運転を！

■ 交通事故死亡事故が増加しています

道内の交通事故発生状況が5月13日現在で48人(前年比+6人)となつています。無理な追越しは危険。時間にゆとりを持ってスピードダウンで安全運転を心がけましょう。横断歩行者に十分注意し、「横断するかもしれない？」と常に危険を予測して運転をしましょう。

■ ぶつけても、ぶつけられてもバイクは車より大きな被害をうけます

- ① 自動二輪車・原付自転車の弱点
- ② 車体が小さく、見落とされやすいカラフルな服装、ライト点灯などで、目立つ工夫を！
- ③ 左右の確認が苦手

直前の路面が気になることから、前方のヨコ方向への注意力が散漫に。二輪のため転倒しやすい体が露出しているため被害が大きくなる。

- ④ バイクの安全運転のポイント
 - ⑤ スピードダウンの徹底を！
- カーブ途中でのブレーキングは、バランスを崩しやすく、転倒や路外逸脱などの事故につながります。カーブの手前で十分に減速しましょう。
- ヘルメットの正しい着用と安全装

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

2646日

SS 平成26年5月20日現在

交通安全 SAFTY DRIVE

上川管内交通事故発生状況

| 発生数 | 前年対比 |
|------|-----------|
| 人身事故 | 162件 -31件 |
| 死者 | 2人 ±0人 |
| 傷者 | 205人 -26人 |

(平成26年5月13日現在)

平日は仕事に汗を流す「週末ライダー」や、一度バイクから離れ、再度バイクに乗り始めた「リターンライダー」が中高年層を中心に増加傾向にあり、意識や記憶の中にある過去の知識や経験と現在の技能や体力が合わず、思うような取り回しができない場合があることも原因の一つです。運転技術を過信せず、自分の技能・体力に合った安全走行で、短い北海道のバイクシーズンを楽しんで下さい。

ヘルメットはあごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。また、首や胸部などを守るためプロテクターやエアバックを使用しましょう。

○ 無理のない安全走行を！

昨年のバイク事故の傾向として、「40歳以上の中高年者の事故」「400CC以上の中・大型バイク事故」「郊外での追越し時の正面衝突やカーブの転倒事故」「速度の出しすぎによる事故」が挙げられます。

平日は仕事に汗を流す「週末ライダー」や、一度バイクから離れ、再度バイクに乗り始めた「リターンライダー」が中高年層を中心に増加傾向にあり、意識や記憶の中にある過去の知識や経験と現在の技能や体力が合わず、思うような取り回しができない場合があることも原因の一つです。運転技術を過信せず、自分の技能・体力に合った安全走行で、短い北海道のバイクシーズンを楽しんで下さい。